

医科診療行為労災補助マスター 登録内容一部訂正

令和4年7月4日

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
D004-02	160233950	G12C検査	3（新設）		新 設		【令和4年6月1日から適用】 令和4年5月31日付け保医発0531第4号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき新設
D012-00	160234050	P B P 2' 検出	3（新設）		新 設		【令和4年6月1日から適用】 令和4年5月31日付け保医発0531第4号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき新設
D023-00	160234150	膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出	3（新設）		新 設		【令和4年6月1日から適用】 令和4年5月31日付け保医発0531第4号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき新設
D023-00	160234250	百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出	3（新設）		新 設		【令和4年6月1日から適用】 令和4年5月31日付け保医発0531第4号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき新設